

Brexitアップデート

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

重要な進展

英国のEU離脱(Brexit)に関するリスボン条約第50条の発動は、2020年1月31日までEUによって法的に延期されました。英国は、離脱協定案が議会を通過すれば、この期日前に(協定案批准の翌月最初の日に)EUを離脱することができます。EUは離脱協定の再開を「断固として」排除し、協定案が批准されるまで、将来のEUと英国の関係(政治宣言)に関する議論の可能性を否定しました。政府の合意なき離脱に対するコンティンジェンシープランである「オペレーション・イエローハンマー(Operation Yellowhammer)」は当面停止され、そのBrexitに対する啓発キャンペーンであるGet ready for Brexitキャンペーンは中断されました。

少なくとも3カ月間は合意なき離脱が発生しないことが確認できたことが追い風となり、議会は438対20の過半数で12月12日木曜日の早期総選挙開催を可決しました。政府が誓約したとおり、「離脱協定法案(Withdrawal Agreement Bill、以下、「WAB」)に関する下院の議論は、選挙の終了まで行われません。

政府は、行き詰まりを解消するため、選挙が議会を「刷新」することを望んでおり、EU離脱に対する各政党の主張に応じた投票が行われるものと見込まれます。EU離脱に対する選挙の影響を予測することは困難であり、とりわけハングパーラメント(どの政党も単独で過半数の議席を獲得していない状態)になった場合には、将来の見通しはさらに不透明となります。

各政党の主張について

- ▶ 保守党が多数派を占める場合、保守党は首相の離脱案を実現するためのキャンペーン展開を行ってきたことから、12月下旬から1月にかけてWABを批准する可能性が高まるといえます。
- ▶ 労働党政権が多数派を占める場合は、離脱協定を再交渉し、単一市場と関税同盟により協調するための政策を実施し、その後、修正離脱協定を信任するための国民投票実施を検討する可能性が高まるといえます。

ハングパーラメントに陥った場合、少数派の保守党または労働党政権が、自由民主党、スコットランド国民党(SNP)、またはBrexit党からの支援の必要性和自らの政策をどのように調整させるかについての見通しは不透明です。自由民主党が過半数を獲得した場合、リスボン条約第50条を撤回し、また自由民主党とSNPの政府への支援を得るためには、その引き換えに2度目の国民投票の実施を要求すると考えられます。Brexit党は、現在の離脱協定案ではなく、合意なき離脱による「クリーンな離脱」を望んでいます。

事業計画のための重要なメッセージ

各政党によるマニフェストの発表が予定されていますが、企業はEU離脱のみならず、税制を含むより広範な政策措置が事業に与える影響を考慮する必要があります。

保守党が圧倒的な勝利を手にする場合を除いて、議員のクリスマス休暇の間、EU離脱のプロセスが再開される可能性は低いと考えられる一方、英国のEU離脱による影響を受ける企業は、その準備作業を2020年1月に延期する余裕はありません。状況は流動的であるものの、2020年1月31日の合意なき離脱は現時点での標準シナリオであり、2020年1月1日の協定による離脱の可能性は低いと考えられますが、年末年始の休暇前に次のアクションの実行をお勧めします。

- ▶ 12月17日火曜日に、選挙結果、週末の分析および翌週月曜日に想定される与党からの方針発表について検討するため、EU離脱の主要な利害関係者との打ち合わせを行うことが望ましいと考えられます。含めるべき議題は、以下が考えられます。
 - ▶ 合意なき離脱が行われた場合のリスクに備えるための対策(必要な施策やそのリードタイム、施策実行のトリガー等を2020年1月31日から逆算のうえ検討)
 - ▶ EU離脱による「未知の」影響を緩和するための適正水準のキャッシュ確保
 - ▶ 利害関係者および広範なサプライチェーンとの継続的なコミュニケーション

EU離脱の結果

想定されるEU離脱	可能性	論拠
1月31日の合意なき離脱	10%	延期後も合意なき離脱が起きる可能性は依然として残ります。選挙のスケジュールと議会休会のため、WABの議論を行う時間は限られています。
合意された離脱	55%	選挙結果は予測不可能ですが、大方の予想通り保守党が過半数を確保できれば、合意された離脱が行われる可能性が高まります。
離脱回避	35%	労働党が勝利またはハングパーラメントにより連立政権となった場合、延期に続いて、2度目の国民投票が実施される可能性が高まります。

議会解散のEU離脱への影響

議会は選挙の25日(土日祝日を除く)前に解散され、2019年12月5日を最終日として閉会されます。議会が再開する前に、すべての議員が就任し、新しい議長が選出される必要があります(議会解散の前に行われない場合)。この場合、WABを最初から、つまり第一読会に再提出することから始める必要があります。

注目すべき重要な予定

- ▶ 2019年11月1日 - 新欧州委員会発足
- ▶ 2019年11月6日 - 午前零時1分に議会解散
- ▶ 2019年12月12日 - 総選挙
- ▶ 2019年12月16日の週の終わり(未定) - 議会がクリスマス休暇入り
- ▶ 2020年1月6日の週の終わり(未定) - 議会再開
- ▶ 2020年1月31日 - 提案された延期期限

EYのサービス

EYは、国内外の最近の貿易、租税、規制、経済、市場および消費者の不確実性を計画・管理するツールとフレームワークを有しており、数百の企業に対するサポート実績があります。EU離脱を英国単独の問題として扱わず、EU離脱と英国内の政治的变化をより広い世界的傾向の文脈の下で捉え、単に一度きりの事象への対策ではなく、より広範でかつ長期的なトレンドを踏まえてどのように対応すべきかも含め貴社をサポートします。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストブズ
クレア・ブル
ジョナソン・シェパード

パートナー
シニアマネージャー
シニアスタッフ

joachim.stobbs@jp.ey.com
clare.bull@jp.ey.com
jonathon.shepherd@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191121

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp